

登録商標「図形タカギ」商標権侵害行為差止等請求事件：東京地裁平成29(ワ)14637・平成30年7月26日（民46部）判決＜一部認容＞

### 【キーワード】

商標権侵害（商標法36条1項・2項）、不競法違反（不競法2条1項1号・2号3条2項）、原告損害賠償額（被告販売利益）（不競法5条2項）、弁護士費用（5万円）

### 【主 文】

- 1 被告グレイスランド及び被告好友印刷は、原告に対し、連帯して28万4386円及びこれに対する被告グレイスランドについては平成29年5月25日から、被告好友印刷については同月24日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、Aに生じた費用、被告グレイスランドに生じた費用の10分の9、被告好友印刷に生じた費用の10分の9及び原告に生じた費用の10分の9を原告の負担とし、被告グレイスランドに生じた費用の10分の1及び原告に生じた費用の20分の1を被告グレイスランドの負担とし、その余の費用を被告好友印刷の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

1 本件は、浄水器及びその交換用カートリッジ等の製造及び販売等を業とする原告が、インターネット上のショッピングモールの店舗において、被告らが原告の登録商標と類似し、また原告の著名又は周知な商品等表示と類似する複数の標章を使用して家庭用浄水器のろ過カートリッジを販売しているなどと主張して、被告グレイスランドに対して商標法36条1項及び不正競争防止法（以下「不競法」という。）3条1項に基づき上記各標章の使用の差止め並びに商標法36条2項及び不競法3条2項に基づきウェブサイトからの上記各標章の除却を求めるとともに、被告らに対して民法709条及び民法719条1項前段に基づき（Aに対しては選択的に会社法429条1項及び同法597条に基づき）損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いが無い、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) 原告は、（住所は省略）を本店所在地として水栓及び浄水製品等の製造、販売等を業とする株式会社である。（争いが無い）

被告グレイスランドは、（住所は省略）を本店所在地として浄水器の交換カートリッジの通信販売等を業とする合同会社である。（争いが無い）

被告好友印刷は、（住所は省略）を本店所在地として印刷業等を業とする株

株式会社である。(争いが無い)

Aは、被告グレイスランドの代表社員であり、かつ、被告好友印刷の代表取締役である。(争いが無い)

(2) 原告は、別紙商標権目録中「商標」欄記載の構成から成る商標(以下「原告商標」という。)について、指定商品に家庭用浄水器のろ過カートリッジを含む登録第4826706号(平成16年12月17日設定登録)の商標権(以下「原告商標権」という。)を有している。(争いが無い)

(3) 被告グレイスランドは、インターネット上のショッピングモールの店舗において、原告が製造販売する家庭用浄水器にのみ使用できる家庭用浄水器の交換用のろ過カートリッジ(以下「被告商品」という。)を別紙被告ウェブサイト目録記載の被告ウェブサイト1及び2(以下、被告ウェブサイト1及び2を「被告ウェブサイト」と総称する。)を通じて販売していた。(争いが無い)

(4) 被告グレイスランドは、遅くとも平成28年11月15日から平成29年3月22日までの間、別紙被告ウェブページ目録記載の被告ウェブページ1ないし4(以下、被告ウェブページ1ないし6を「被告ウェブページ」と総称することがある。)を表示するためのhtmlファイルのタイトルタグ及び記述メタタグ(以下、単に「メタタグ」という。)に別紙1-1のタイトルタグ欄及びメタタグ欄のとおり記載することで、検索サイトの検索結果等に被告ウェブページのタイトルとして「【楽天市場】タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水カートリッジ(標準タイプ)」等と表示させるとともに、その内容として「タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ(標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。」等と表示させた。(争いが無い)

(5) 被告グレイスランドは、平成29年3月23日から同年4月12日までの間、被告ウェブページを表示するためのhtmlファイルのタイトルタグ及びメタタグに別紙1-2のタイトルタグ欄及びメタタグ欄のとおり記載することで、検索サイトの検索結果等に被告ウェブページのタイトルとして「【楽天市場】タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ(標準タイプ)」等と表示させるとともに、その内容として「タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ(標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。」等と表示させた。(争いが無い)

(6) 被告グレイスランドは、平成29年4月13日から(被告ウェブページ5及び6については同月24日から)現在に至るまで、被告ウェブページを表示するためのhtmlファイルのタイトルタグ及びメタタグに別紙1-3及び1-4のタイトルタグ欄及びメタタグ欄のとおり記載することで、検索サイトの検索結果等に被告ウェブページのタイトルとして「【楽天市場】【標準タイ

【標準タイプ1本パック】 タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ」等と表示させるとともに、その内容として「タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■」等と表示させた。（争いが無い）

(7) 被告グレイスランドは、平成28年11月1日から平成29年3月22日までの間、被告ウェブページに別紙2-1のウェブサイトの記載欄のとおり「タカギ 取付け互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ（標準タイプ） ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください」等と記載していた。（争いが無い）

(8) 被告グレイスランドは、平成29年3月23日から同年4月12日までの間、被告ウェブページに別紙2-2のウェブサイトの記載欄のとおり「タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ（標準タイプ） ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください」等と記載していた。

(9) 被告グレイスランドは、平成29年4月13日から（被告ウェブページ5及び6については同月24日から）現在まで、被告ウェブページに別紙2-3及び2-4のウェブサイトの記載欄のとおり「【標準タイプ1本パック】 タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■」等と記載していた。（争いが無い）

(10) 被告グレイスランドは、平成28年11月1日から（被告ウェブページ5及び6については平成29年4月24日から）現在まで、被告ウェブページに「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジをお探しの皆様へ」等と記載していた。（争いが無い）

### 3 争点

#### (1) 商標法36条1項及び2項に基づく請求について

- ア 原告商標と被告標章1ないし3が類似しているといえるか（争点1-1）
- イ 本件での被告標章1ないし3の使用が商標法26条1項6号に該当するか（争点1-2）
- ウ 原告商標権に基づく請求が権利の濫用に当たるか（争点1-3）

#### (2) 不競法に基づく請求について

- ア 原告商標又はカタカナ3文字の「タカギ」（以下「本件カタカナ表示」と。）が著名（不競法2条1項2号）又は需要者の間に広く認識されている（不競法2条1項1号。以下、同号の「需要者の間に広く認識されている」という要件を「周知性」と表記する。）といえるか（争点2-1）
- イ 原告商標又は本件カタカナ表示と被告標章1ないし3が類似しているといえるか（争点2-2）
- ウ 被告グレイスランドが被告標章1ないし3を使用することは不競法2条1

項1号にいう商品等表示の使用に該当するか(争点2-3)

エ 被告グレイスランドが被告標章1ないし3を使用することにより原告の商品又は営業との間に混同を生じさせるか(争点2-4)

(3) 被告グレイスランド, 被告好友印刷及びAの責任原因(争点3)

(4) 原告に生じた損害及びその額(争点4)

## 【判 断】

### 1 不競法に基づく請求について

事案に鑑み, 不競法に基づく請求についてまず判断する。

(1) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば, 以下の各事実が認められる。

ア 原告は, 家庭用浄水器事業, 家庭用散水事業及びプラスチック射出成形用の金型事業を主たる事業として行っており, 家庭用浄水器事業では, 原告が開発した蛇口一体型浄水器(以下「本件浄水器」という。)を製造, 販売し, これを「みず工房」というブランドの下で展開している。(争いが無い)

本件浄水器には, 浄水カートリッジが内蔵されている。同カートリッジは使用するにつれて浄水性能が低下していき, 最終的には交換が必須となる消耗品である。(争いが無い)

原告は, 本件浄水器の交換用カートリッジを「定期交換メンバー」にメンバー登録した者に対して販売している。もっとも, インターネット上のショッピングモールの店舗等においては, 上記で販売された物の余剰品とも考えられる原告の製造販売した交換用カートリッジが原告以外の第三者によって販売されており, そのような原告の純正品(余剰品)である交換用カートリッジを販売するウェブサイトは複数存在している。(乙1, 2, 4, 9)

イ 被告商品は, 本件浄水器にのみ使用することができる交換用のろ過カートリッジであり, 浄水の流量等が異なる標準タイプ, 高ろ過タイプなどの複数の種類の商品がある。(争いが無い)

被告ウェブサイト2は, 被告グレイスランドがインターネット上のショッピングモールである「楽天市場」に設けている店舗のトップページであり, 被告ウェブサイト1のURLにアクセスすると被告ウェブページ2にリダイレクトされる。閲覧者が, 被告ウェブサイト2で表示される「標準タイプ(1本入り)のお買い求めはこちらから」等といった部分をクリックすることなどにより, 被告商品の種類に応じて存在する被告ウェブページ1ないし6のいずれかが表示される。被告商品は被告ウェブページを通じて販売されており, 被告ウェブページの閲覧者は, 被告ウェブページ1ないし6から被告商品を購入することができる。(争いが無い。なおリダイレクトの設定について弁論の全趣旨)

被告ウェブページ1ないし6を下方向にスクロールした画面には「ご購入の前にお読みいただき, ご了承のうえお買い求めください」, 「当社製品はタカギ社純正品ではございません」, 「標準タイプ・高除去タイプという当

社製品グレード名、互換との表現は、タカギ社製品と同一性能を示すものではございません」との表示があり、そこからさらに下方向にスクロールした画面には「ご購入手続きへ」というクリックボタンの直上に「■■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■■」等の表示がある。（争いが無い）

被告グレイスランド以外にも、本件浄水器と互換性があり、原告以外の者が製造等する交換用カートリッジ（非純正品）をインターネット上で販売する業者が存在している。（乙21）

ウ 被告商品は、原告が製造販売する交換用カートリッジと比較すると、使用時における水の勢い（流量）が3分の1程度である。被告商品を原告の純正品であると誤認して購入した顧客から、平成28年11月から平成29年3月にかけて、原告に対して流量が少ないなどといったクレームが複数寄せられた。それらの顧客の中には、原告の担当者から被告から購入した商品が原告の製造販売した商品でないことを知らされ、驚き、「タカギ」と書いてあるから原告の商品であると思った、ポイントがつくため楽天市場で購入したなどと述べた者もいた。（争いが無い。なおクレームや顧客の回答の内容について甲37）

エ 原告は、遅くとも昭和63年12月頃から、本店所在地にある建物や工場等の本社施設の外壁に原告商標を大きく掲示している。（甲23、24、弁論の全趣旨）

また、原告の商品、パッケージ等には、原告商標や原告商標の図形表示部分と文字表示部分の間に株式会社という文字を挿入した表示がされたものがある。他方、原告は、現在、原告のロゴマークとして、青色の英語の小文字のアルファベットで「t a k a g i」とあり、その「a」という文字情報から水色の小さな円形が6つ連なったものも使用していて、これを原告のウェブサイトの冒頭に表示したり、商品のパッケージに表示したりもしている。（争いが無い。なおロゴマークの表示につき甲35、36、乙12）

原告は、平成26年度から平成28年度にかけて、家庭用浄水器事業に係る宣伝広告費として、平成26年度は2億9775万2000円を、平成27年度は5億8578万5000円を、平成28年度は4億6123万7000円を、それぞれ支出した。（甲33）

原告は北海道札幌市、宮城県仙台市、新潟県新潟市、埼玉県さいたま市北区、同市見沼区、東京都中野区、世田谷区、神奈川県横浜市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、京都府京都市、広島県広島市、岡山県岡山市、香川県高松市、福岡県北九州市小倉北区、福岡県福岡市、熊本県熊本市及び鹿児島県鹿児島市にそれぞれ支店または営業所を置き、その一部には原告製の家庭用浄水器のPRのために誰でも自由に見学できるショールームを設置しているほか、海外生産拠点としてベトナム北部にタカギベトナムが存在している。（甲34ないし36）

平成28年度における蛇口一体型浄水器の市場は家庭用浄水器市場全体と

の対比において本体出荷金額の割合が約13.9%、本体出荷台数の割合が約6.7%であり、原告は蛇口一体型浄水器の市場において2位以下の企業に大差をつけて出荷台数及び売上高で首位を維持している。(甲61)

原告が平成28年に実施した消費者調査の結果、浄水器のメーカーと聞いて思い浮かべるものという質問に対する原告の純粋惹起率(質問に対する選択肢が用意されていない状況で想起された割合)は、広島エリアでは5.2%で2位、福岡エリアでは19.6%で1位、鹿児島エリアでは12.3%で1位であった。また、カタカナ表記の「タカギ」と欧文字表記の「TAKAGI」を比較すると、上記各エリアのいずれでも大多数の消費者が「タカギ」という表記を連想した。(甲69ないし73)

オ 被告好友印刷は、被告グレイスランドが被告商品を販売するためのパッケージ印刷及び被告ウェブサイトの制作を担当している。(争いが無い)

### (2) 争点2-2 (原告商標及び本件カタカナ表示と被告標章1ないし3が類似しているといえるか) について

原告は、第2, 3(2)イ(13頁)のとおり、不競法2条1項1号及び2号の商品等表示として原告商標と本件カタカナ表示を選択的に主張し、これらと被告標章1ないし3はいずれも称呼、観念及び外観が類似しているなどと主張する。

このうち、本件カタカナ表示(タカギ)と被告標章1ないし3の類否については、被告標章1ないし3の要部は「タカギ」であるといえ、称呼は「タカギ」で一致し、観念は「タカギ」という人又は会社である点で一致し、外観も「タカギ」というカタカナ3文字で一致しているから、本件カタカナ表示と被告標章1ないし3は類似しているものと認められる。

### (3) 争点2-1 (本件カタカナ表示が著名又は周知性を有しているか) について

原告は、第2, 3(2)ア(11頁)のとおり、本件カタカナ表示は、家庭用浄水器市場で原告の占めているシェアや消費者調査の結果等に照らせば著名であり、そうでないとしても周知性を有すると主張する。

まず、本件カタカナ表示が著名であるか否かを検討すると、上記(1)エで認定した事実によっても、全国的な範囲において本件カタカナ表示が著名であると認めるには足りない。その他、本件カタカナ表示が著名であると認めるに足りる証拠は見当たらず、本件カタカナ表示が著名であるとは認められない。

次に、本件カタカナ表示が周知性を有しているか否かを検討すると、被告グレイスランドはインターネット上のショッピングモールで店舗を展開しており(前提事実(3))、その営業活動は日本国内全域を対象としているといえるところ、上記(1)エで認定のとおり、原告は、蛇口一体型浄水器市場の販売シェアでは2位以下に大差を付けて全国1位であったこと、福岡及び鹿児島エリアで純粋惹起率が1位であったほか、九州地方以外に所在する広島でも純粋惹起率は5%を上回り2位であったこと、原告が相当の費用をかけて広告宣伝をし

ていることも併せて考慮すれば、本件カタカナ表示は、家庭用浄水器やその関連商品を購入しようとする需要者を基準とした場合、商品の出所を表すものとして識別力を有し、かつ、日本国内全域において周知性を有しているものと認めるのが相当である。

これに対し、被告らは、原告がシェアを有する蛇口一体型浄水器は家庭用浄水器市場全体から見ればマイナーな存在であることなどを理由として本件カタカナ表示は周知性を有していないと主張する。確かに、家庭用浄水器市場全体の中における蛇口一体型浄水器の出荷台数の割合は約6.7パーセントにとどまるものの、家庭用浄水器市場全体における上記の割合は相当程度の規模を有するものであると評価し得るものであって、蛇口一体型浄水器の市場における原告の販売シェア等の上記摘示の事実には照らし、被告らの上記主張は採用できない。その他、被告らが主張するところは、いずれも上記判断を覆すには足りない。

以上によれば、本件カタカナ表示は被告グレイスランドが営業活動を行う日本国内全域において著名であるとは認められないが、周知性を有していると認められる。

#### (4) 争点2-3（不競法2条1項1号にいう商品等表示の使用に該当するか）について

原告は、第2、3(2)ウ(14頁)のとおり、被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグでの被告標章1及び2の使用（前提事実(4)ないし(6)）、被告ウェブページでの被告標章2及び3の使用（前提事実(7)ないし(10)）が、いずれも被告商品の出所を識別するための標識として使用されているなどと主張する。

ア 平成28年11月1日から（タイトルタグ及びメタタグでの使用は15日から）平成29年3月22日までの間の被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグ並びに被告ウェブページにおける被告標章1及び2の使用（前提事実(4)及び(7)）について

前提事実(4)、証拠(甲19)及び弁論の全趣旨によれば、被告グレイスランドは、平成28年11月15日から平成29年3月22日までの間、被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグに別紙1-1のタイトルタグ欄及びメタタグ欄のとおり記載したこと、その記載によって「楽天市場」のウェブサイトで「タカギ」、「カートリッジ」という語をキーワードとして検索した場合の検索結果の表示画面において、被告商品の写真が表示されるとともにその横に「タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ（標準タイ...）」といった、被告商品の種類に対応したタイトル（上記タイトルタグ冒頭の【楽天市場】を省略した記載の冒頭部分又は上記メタタグの記載の冒頭部分と同一内容のもの）が表示されたこと、それらのタイトルの下には「グレイスランド」、「楽天市場店」と表示されたこと、それらのタイトル部分を選択することで当該種類の被告商

品を販売する被告ウェブページに移動することができたこと、その検索結果の表示画面においては上記のほかにタイトルタグに記載された説明は表示されず、メタタグに記載された説明も表示されなかったことの各事実が認められる。

また、証拠（甲18）及び弁論の全趣旨によれば、上記の平成28年11月15日から平成29年3月22日までのタイトルタグ及びメタタグの記載により、一般の検索サイト（Google）において「タカギ」、「浄水器」、「カートリッジ」という語をキーワードとして検索した場合の検索結果の表示画面に「【楽天市場】タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ..」といった被告商品の種類に対応したタイトルが表示され、その下に上記タイトルより小さい文字で被告商品の種類に対応して「タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ（高除去タイプ）※当製品はメーカー純正品ではございません。ご理解の上、お買い求めください。」といった表示がされたこと、それらのタイトル部分を選択することで当該種類の被告商品を販売する被告ウェブページに移動することができたこと、その検索結果の表示画面のタイトル部分には上記表示のほかにタイトルタグに記載された説明は表示されなかったことの各事実が認められる。

以上のとおり、平成28年11月15日から平成29年3月22日までの間、タイトルタグ及びメタタグの記載によって、検索結果を表示するウェブサイトにおいて、タイトルとして被告標章1又は2が表示され、その後空白部分があり、さらにその後商品の品名が表示されたり、説明として被告標章2が表示され、その後空白部分があり、さらにその後商品の品名や説明が表示されたりした。このような態様での被告標章1及び2の使用は、写真や品名で説明される商品の出所を示すものであると認めることが相当である。そして、タイトルタグやメタタグにおける記載によって、ウェブサイトにおいて上記のような表示がされ、同サイトを閲覧した者もその表示を見ることができることに照らすと、タイトルタグやメタタグにおいて、被告標章1及び2は、商品を表示する商品等表示として使用（不競法2条1項1号）されたものと認められる。また、前提事実(7)のとおり、被告ウェブページにおいて、被告商品を購入するために商品選択をする部分にも、別紙2-1のウェブサイトの記載欄のとおり、上記と同様に、「タカギ」との被告標章2が表示され、その後空白部分があり、さらにその後商品の品名や説明が表示されており、これらの表示も商品の出所を示すものであると解するのが相当である。

これに対し、被告らは、「取付互換性のある交換用カートリッジ」、「当製品はメーカー純正品ではございません」等といった表示があることや被告ウェブページ上における被告商品の外観写真が原告の純正品とは異なるものであることなどを挙げて、タイトルタグ、メタタグ、被告ウェブページにお



いて、被告標章1及び2は商品の出所を表示するものとして使用されていない旨主張する。しかし、上記のとおり、被告標章1及び2の後に空白部分があり、さらにその後に商品の品名等が記載されているという表示の態様、

「互換性」という用語は製造販売者が同じ商品間でも用いられること（甲46）、検索結果の表示画面において表示される内容やそこでの説明の文字の大きさ、当該商品の性質やウェブページでの表示であることに鑑み需要者は全ての記載を注意深く観察しない可能性が相当程度あることなどに照らし、被告らの主張は採用することができない。

イ 平成29年3月23日以降の被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグ並びに被告ウェブページにおける被告標章1及び2の使用（前提事実(5)、(6)、(8)及び(9)）について

前提事実(5)及び(6)並びに証拠（甲20ないし22）及び弁論の全趣旨によれば、被告グレイスランドは、平成29年3月23日以降、被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグに別紙1-2（同年4月12日まで）並びに同1-3及び1-4（同月13日から）のタイトルタグ欄及びメタタグ欄のとおり記載したこと、その記載によって「楽天市場」のウェブサイトで「タカギ」、「カートリッジ」という語をキーワードとして検索した場合の検索結果の表示画面に被告商品の写真及びその横に「タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ（標準タイプ）※当製品はメーカー純正...」、「【標準タイプ1本パック】タカギの浄水器に使用できる、取り付け互換性のある交換用カートリッジ。...」といった被告商品の種類に対応したタイトル（上記タイトルタグ冒頭の【楽天市場】を省略した記載の冒頭部分又は上記メタタグの記載の冒頭部分と同一内容のもの）が表示されたこと、それらのタイトルの下には「グレイスランド」、「楽天市場店」との表示がされたこと、それらのタイトル部分を選択することで当該種類の被告商品を販売する被告ウェブページに移動することができたこと、その検索結果の表示画面には上記表示のほかにはタイトルタグに記載された説明は表示されず、メタタグに記載された説明も表示されなかったことの各事実が認められる。以上のとおり、平成29年3月23日以降、タイトルタグ及びメタタグの記載によって、検索結果を示すウェブサイトに上記のと通りの表示がされ、また、ウェブサイトによっては、検索結果の表示画面に別紙1-2、1-3、1-4のメタタグ欄記載の説明が表示されることになったと推認されるが、それらにおいては、いずれも「タカギ」というカタカナ3文字の後に「に」又は「の」という助詞が付加され、当該商品が原告商品に対応するものであるという、商品内容を説明するまとまりのある文章が表示されている。そして、このような表示内容に照らせば、需要者が上記の表示に接した場合には、それらにおける「タカギ」との表示は、当該商品が対応する商品を示すものであると受け取り、当該商品自体の出所を表示するものであると受け取ることはないと認められる。そうすると、平成29年3月23日以降

のタイトルタグ及びメタタグにおいて、被告標章1及び2は不競法2条1項1号にいう商品等表示として使用されたものとはいえない。また、前提事実(8)及び(9)のとおり、被告ウェブページにおいて、被告商品を購入するために商品選択をする部分にも、上記と同様に、「タカギ」というカタカナ3文字の後に「に」又は「の」という助詞が付加され、当該商品が原告商品に対応するものであるという、商品内容を説明するまとまりのある文章が表示されており、これらの表示についても商品の出所を表示するものとして使用されたとは認められないと解するのが相当である。

これに対し、原告は、平成29年3月23日以降のタイトルタグ及びメタタグの記載や被告ウェブページでの記載について、需要者は冒頭付近にある「タカギ」という文字に着目することから、それ以前と同様に解され、記載の変更は結論には影響しないなどと主張する。しかし、上記説示のとおり、タイトルタグ及びメタタグで「タカギ」というカタカナ3文字が独立した形で表示されるか、「タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ」等のまとまりのある文章が表示されるかという点は、需要者に与える印象や認識という点で質的に相違するというべきであるから原告の上記主張は採用できない。

ウ 被告ウェブページにおける被告標章3の使用（前提事実(10)）について

前提事実(10)並びに証拠（甲4ないし17（ただし、各号証とも枝番1のみ））及び弁論の全趣旨によれば、被告ウェブページには平成28年11月1日以降（被告ウェブページ5及び6については平成29年4月24日以降）現在に至るまで、被告標章3の「タカギ社製」の文字、「浄水蛇口の交換カートリッジを」の文字及び「お探しの皆さまへ」の文字が行頭を揃えて改行されて表示されていること、その表示より下部の画面には「待望の交換用浄水カートリッジ ついに発売！！」等の表示がされていることの各事実が認められる。

そして、「タカギ社製」の文字から始まる表示は、その表示の態様から、全体として「タカギ社製浄水蛇口の交換カートリッジをお探しの皆さまへ」という一連の呼びかけともいえる文言であると自然に受け取れるものであり、それは、その下の表示等によっても裏付けられる。したがって、被告ウェブページにおいて、上記の「タカギ社製」との被告標章3は、商品の出所を表示するものとして使用されたとは認められない。

エ 小括

平成28年11月1日から（タイトルタグ及びメタタグでの使用は15日から）平成29年3月22日までの間の態様によって被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグ並びに被告ウェブページに被告標章1及び2を記載した行為は、不競法2条1項1号にいう商品等表示の使用に該当し、その他については、同号における商品等表示の使用がされたとはいえない。

#### (5) 争点 2-4 (原告の商品又は営業との間に混同を生じさせるか)

不競法 2 条 1 項 1 号の混同を生じさせるか否かは、商品等表示の使用方法や態様等といった具体的事情を基にして、一般的な需要者が普通に払う注意を基準として判断されるべきであり、また、現実に混同が生じることまでは必要でなく、実際に商品等を購入する時点で、需要者に混同を生じさせるおそれがあることをもって足りると解するのが相当である。

平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 22 日までの被告標章 1 及び 2 の使用方法や態様等は、前記 (4) で説示のとおりである。被告商品は、前提事実 (3) のとおりインターネット上のショッピングモール内の店舗で販売されているところ、そのショッピングモール内の検索結果を表示するウェブサイトにおいて、被告商品の写真の横に、タイトルとして上記 (3) で説示のとおり全国的に周知性が認められている本件カタカナ表示が表示され、その後空白部分があり、さらにその後商品の品名等が表示される一方で、原告製品でないことを示す説明は表示されなかった。一般の検索結果の表示画面においても、タイトルにおいては、本件カタカナ表示の後に空白部分があり、その後、商品の品名等が表示される一方、原告製品でないことを示す説明は表示されず、メーカー純正品でないとの説明の文字の大きさはタイトルより小さかった。そのような検索結果の表示画面に接した需要者は、被告商品に対する被告標章 1 及び 2 の使用によってその出所の混同を生じるおそれがあると認められる。

また、被告ウェブページの記載は、前提事実 (7) のとおり、本件カタカナ表示の後に空白部分があり、その後、商品の品名等が表示されるものであった。家庭で日常的に使用されるという当該商品の性質などに照らせば、需要者はウェブページの表示の全ての記載を注意深く観察しない可能性も相当程度ある。そして、インターネット上のショッピングモールの店舗において販売されるという被告商品の販売方法に照らせば、検索結果の表示画面を経由して被告商品の購入を考え、被告ウェブページを閲覧するに至る者が相当数存在すると考えられる。上記のとおり、検索結果の表示画面に接した需要者は、被告商品に対する被告標章 1 及び 2 の使用によってその出所の混同を生じるおそれがあると認められるところ、特に、そのような検索結果の表示画面を介して被告ウェブページを閲覧するに至った需要者は、被告ウェブページに上記表示があることを見た場合、被告ウェブページに被告商品が原告の純正品でないことの記載等があるとしても、上記の誤認を解消しないおそれがある。実際、上記 (1) ウのとおり、被告商品を原告の純正品であると誤認した顧客数名が原告に対して相談やクレームを入れており、また、それらを誤認したが相談ないしクレームには至らないケースもあると推認される。

以上によれば、少なくとも被告グレイスランドが被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグに被告標章 1 及び 2 を使用したことが明らかな平成 28 年 1 月 15 日以降は、被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグ並びに被告ウェブページに被告標章 1 及び 2 を記載した行為 (以下「本件不競法該当行

為」という。)によって、需要者が被告商品を購入する時点で、被告商品と原告の商品について混同を生じさせるおそれがあると認められる。

これに対し、被告らは、被告ウェブページには被告商品が原告の純正品でないことについて注意喚起する表示があることなどから、被告商品と原告の商品又は営業について需要者に混同を生じさせるおそれはないなどと主張する。確かに、被告ウェブサイトにおいては、前提事実(4)ないし(9)で認定したとおり、被告商品が原告の純正品でないことを注意喚起する表示があり、検索結果の表示画面で被告ウェブサイトを選択した需要者の中には被告ウェブページの閲覧の過程で誤認を解消する者がいることが考えられないわけではない。しかし、そのことを考慮しても、上記説示に照らし、混同が生じるおそれを否定することはできないというべきである。

(6) 以上によれば、平成28年11月15日から平成29年3月22日までに被告標章1及び2を使用した本件不競法該当行為によって、需要者が被告商品を購入する時点で、被告商品と原告の商品又は営業について混同を生じさせるおそれがあると認められる。

なお、上記期間の被告グレイスランドの本件不競法該当行為について、原告は、不競法に基づき原告商標と被告標章1及び2の類似に基づく主張もするところ、この主張は上記の本件カタカナ表示と被告標章1及び2の類似に基づく主張と選択的なものであると解され、本件カタカナ表示についての侵害が認められることから、原告商標と被告標章1及び2の類似に基づく主張については判断を要しない。また、平成29年3月23日以降の被告グレイスランドの被告標章1及び2の使用行為についての不競法に基づく原告商標との類似に基づく主張については、上記に述べたところと同様の理由により被告標章1及び2が商品等表示として使用してされたものとはいえないから原告の主張には理由がない。さらに、原告は、商標法に基づき原告商標と被告標章1及び2の類似に基づく主張もするが、平成28年11月1日から同月14日までの使用行為については当該期間についての損害を主張していないから判断を要せず、同月15日から平成29年3月22日までの使用行為については、不競法に基づく上記主張と選択的な主張であると解されるから判断を要せず、同月23日以降の被告標章1及び2の使用行為並びに平成28年11月1日から現在に至るまでの被告標章3の使用行為については、上記に述べたところと同様の理由によりそれらの被告標章が商標として使用されたものであるとはいえないから、いずれも理由がない。

## 2 争点3 (被告らの責任原因) について

### (1) 被告グレイスランド及び被告好友印刷の責任

原告は、第2, 3(3)ア(16頁)のとおり、被告グレイスランドと被告好友印刷は一体となって事業活動を行っているから、両者に共同不法行為が成立するなどと主張する。上記(1)オで認定のとおり、被告グレイスランドは被告ウェブサイトにおいて被告商品を販売し、被告好友印刷はその被告ウェブサイ

トの制作を担当しているのであるから、被告グレイスランドと被告好友印刷の行為は客観的に関連共同しているというべきであり、また、両者の立場に照らし、両者は検索結果の表示画面でタイトルタグ等の記載がどのように表示されるかを知っていたか知り得べきであったことなどの事情に照らせば、両者には少なくとも本件不競法該当行為についての過失が認められる。したがって、被告グレイスランド及び被告好友印刷は、本件不競法該当行為について、民法709条及び同法719条1項前段に基づき損害賠償責任を負う。

## (2) Aの責任

原告は、第2, 3(3)ア(16頁)のとおり、Aは被告グレイスランドの唯一の業務執行役員であって実質的には被告グレイスランドと一体であるから、被告グレイスランドとAに共同不法行為が成立するなど主張するが、本件記録を精査しても、Aが、被告グレイスランドの代表者としてではなく、個人としての立場において本件不競法該当行為を行ったことを認めるに足りる事実及び証拠はない。

また、原告は、第2, 3(3)イ(16頁)のとおり、Aは被告グレイスランドの業務執行役員及び被告好友印刷の取締役として不正競争行為を実施したのであるから会社法429条又は同法597条に基づき原告に対して損害賠償責任を負うなどと主張するが、本件記録を精査しても上記主張を認めるには足りない。かえって、上記1(1)アで認定のとおり、被告グレイスランドと同様の態様によって非純正品を販売する業者が存在していること、不正競争行為に該当するか否かは法律的判断を含む事項であること、本件記録を精査しても被告グレイスランドに原告に対する加害目的その他の不正目的があるとは考え難いことなどの事情に照らせば、業務執行役員としてのAの任務懈怠について、軽過失の存否は措くとしても、少なくとも悪意又は重過失があるとは認められないというべきである。

したがって、Aは、本件不競法該当行為についていずれの損害賠償責任も負わない。

## 3 争点4(原告に生じた損害及びその額)について

以上の検討によれば、被告グレイスランド及び被告好友印刷による不正競争行為(本件不競法該当行為)がされた期間は、平成28年11月15日から平成29年3月22日となる。

証拠(乙26ないし35(いずれも枝番を含む。))及び弁論の全趣旨によれば、被告グレイスランドの平成28年11月1日から平成29年4月12日までの間の被告商品の売上高は267万3580円であること、これらの商品の仕入高は205万5580円であり、梱包費用は3万0628円であり、送料は9万0120円であり、販売手数料は18万2939円であることが認められる。そうすると、上記売上高から上記費用等を控除した利益は31万4313円であり、売上高に占める同利益の割合は12パーセント(小数点以下は四捨五入する。以下同じ。)と算定される。そして、上記割合を前提とすれ

ば、以下の計算式のとおり、本件不競法該当行為の期間の売上高は195万3216円であり、対応する利益は23万4386円となり、同額をもって原告の損害額であると推定することが相当である（不競法5条2項）。なお、原告は上記推定を覆滅する事情を主張しない。また、弁護士費用としては、本件記録にあらわれた一切の事情を勘案した結果、5万円をもって相当と認める。

したがって、被告グレイスランド及び被告好友印刷による不正競争行為（本件不競法該当行為）によって原告に生じた損害額の合計は28万4386円であると認められる。

（計算式）

- (1) 平成28年11月15日から同月30日まで（乙26の1）  
80万2740円×16日／30日≒42万8128円
- (2) 平成28年12月1日から同月31日まで（乙26の2）  
87万9640円
- (3) 平成29年1月1日から同月31日まで（乙26の3）  
0円
- (4) 平成29年2月1日から同月28日まで（乙26の4）  
28万0660円
- (5) 平成29年3月1日から同月22日まで（乙26の5）  
51万4020円×22日／31日≒36万4788円
- (6) 利益  
195万3216円（(1)から(5)の合計）×0.12≒23万4386円

#### 4 不競法3条1項及び2項に基づく差止請求等について

前提事実、(5)、(6)、(8)及び(9)のとおり、平成29年3月23日以降はタイトルタグ及びメタタグ並びに被告ウェブページの記載が変更されているため、口頭弁論終結時において本件不競法該当行為は存在していないところ、原告は、上記事実を前提としても、被告グレイスランドの行為によって原告の営業上の利益が侵害されるおそれは否定できないなどといった趣旨の主張をするが、上記主張は具体的な事実や証拠に基づかない抽象的な推測ないし可能性を指摘するにとどまる。また、これまで説示したとおり、本件不競法該当行為以外の不正競争行為は認められない。したがって、原告の不競法3条1項及び2項に基づく請求にはいずれも理由がない。

#### 結 論

よって、原告の請求は主文の限度で理由があるからその限度で認容し、その余の請求は理由がないからいずれも棄却し、訴訟費用について民事訴訟法64条本文、同法61条を、仮執行宣言について同法259条1項を適用の上、主文のとおり判決する。

#### 【論 評】

1. 本件は冷水器とその交換用カートリッジ等の製造、販売等を業とする原告が、

インターネット上のショッピングモールの店舗において、被告らが原告の登録商標と類似し、または原告の著名又は周知の商品等表示と類似する複数の標章を使用して、家庭用浄水器の濾過カートリッジを販売していると主張し、被告グレイスランドに対し商標法36条1項と不競法3条1項に基づいて、ウェブサイトからの上記各標章の除去を求めるとともに、被告らに対し民法709条及び民法719条1項前段に基づいて損害賠償金等の支払いを求めた事案である。

2. そこで、本欄において問題にしたい点は、次の2つである。

本件は商標法による侵害行為の差止等請求事件とはなっているものの、争点となるのは商標権侵害よりは不競法違反行為に基づく諸請求事件と解した方が妥当な事案であるということである。

判決にあっては、【判断】の冒頭において、前記のとおり、「不競法に基づく請求について」の項をおき、「事案に鑑み、不競法に基づく請求についてまず判断する。」と記述した後、争点2-2, 2-3, 2-4においては、不競法2条1項1号に規定する要件、即ち、「平成28年11月15日から平成29年3月22日までは、被告標章1及び2を使用した本件不競法該当行為によって、需要者が被告商品を購入する時点で、被告商品と原告商品又は営業について混同を生じさせるおそれがあると認められる」と認定し、この期間中の不正競争行為の成立を認めたのである。

3. また、被告2社の関係と責任について、両者は客観的には関連共同行為をしていると認められ、両者には少なくとも不競法該当行為について過失が認められるから、民法709条と民法719条1項に基づき損害賠償責任を負う、と認定したのである。

ただ被告Aについては、被告グレイスランドの代表者としてではなく、個人としての立場において、本件不競法に該当する行為をしたと認めるに足る事実や証拠はないから、「業務執行役員としてのAの任務懈怠について、軽過失の存否は措くとしても、少なくとも悪意又は重過失があるとは認められない」と認定し、Aは本件不競法該当行為についていずれの損害賠償責任を負わない、と判断したのである。

4. 最後に、原告に生じた損害額について判決は、前記認定期間における証拠から、計算された金額は売上高195万3216円であり、この中から利益額は23万4386円と推定され、これが損害額となったところ、原告は、この金額を覆滅する事情を主張していないから、これに弁護士費用と認定された5万円をプラスした金額の支払いを、裁判所は命令したのである。

換言すれば、原告の請求は、主文の限度で理由があると裁判所は認容したのであるけれども、その直前で説示していることは理解できない。即ち、判決は、「これまで説示したとおり、本件不競法該当行為以外の不正競争行為は認められない。したがって、原告の不競法3条1項及び2項に基づく請求にはいずれも理由がない。」とは、一体どういう意味なのだろうか。これを読むと、本件はいずれ

も不競法違反事件ではないということを言いたいのだろうか。

なお、判決文の冒頭には「商標権侵害行為差止等請求事件」とあるから、本事件の掲載は、本欄では「F」の項に掲載した次第である。

5. なお、筆者が特に注目した説示事項は、(5)争点の2-4の冒頭で、不競法2条1項1号に規定する「混同」の解釈である。即ち、商品等を購入する時点で、需要者に混同を生じさせるおそれがあることをもって足りると解するのが相当である。」と記述している点であり、実務上重要な言辞であると思う。

[牛木 理一]



[別紙]

(商標権目録)

登録番号 第4826706号  
出願日 平成15年9月3日  
登録日 平成16年12月17日

商標  **タカギ**

商品及び役務の区分 第11類

指定商品 混合水栓その他の水道蛇口用栓，水道蛇口用の吐水管，水道用蛇口，水道蛇口用のハンドル，家庭園芸用自動散水装置，家庭用の蛇口型浄水器，シャワーに接続可能な家庭用浄水器，その他の業務用浄水器・家庭用浄水器，家庭用浄水器のろ過カートリッジ，家庭用浄水器に接続可能なシャワー器具，シャワーヘッド，吐水・止水ボタンつきのシャワーヘッド，その他のシャワー器具，便所ユニット，浴室ユニット，乾燥装置，換熱器，蒸煮装置，蒸発装置，蒸留装置，熱交換器，牛乳殺菌機，工業用炉，原子炉，飼料乾燥装置，ボイラー，暖冷房装置，冷凍機械器具，業務用衣類乾燥機，美容院用又は理髪店用の機械器具（いすを除く。），業務用加熱調理機械器具，業務用食器乾燥機，業務用食器消毒器，水道用栓，タンク用水位制御弁，パイプライン用栓，汚水浄化槽，し尿処理槽，ごみ焼却炉，太陽熱利用温水器，浄水装置，電球類及び照明用器具，家庭用電熱用品類，水道蛇口用座金，水道蛇口用ワッシャー，ガス湯沸かし器，調理台，流し台，アイスボックス，氷冷蔵庫，浴槽類，あんどん，ちょうちん，ガスランプ，石油ランプ，ほや，あんか，かいろ，かいろ灰，湯たんぽ，洗浄機能付き便座，洗面所用消毒剤ディスペンサー，便器，和式便器用いす，家庭用汚水浄化槽，家庭用し尿処理槽，化学物質を充てんした保温保冷具

商品及び役務の区分 第17類

指定商品 家庭園芸用散水ホース，その他のホース，管継手（金属製のものを除く。），雲母，ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ（機械要素に当たるものを除く。），ガスケット，パッキング，消防用ホース，石綿製防火幕，オイルフェンス，電気絶縁材料，ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー，蹄鉄（金属製のものを除く。），化学繊維（織物用のものを除く。），石綿，岩石繊維，鉾さい綿，糸ゴム及び被覆ゴム糸（織物用のものを除く。），化学繊維糸（織物用のものを除く。），石綿糸，石綿織物，石綿製フェルト，ゴムひも，石綿ひも，石綿網，ゴム製包装用容器，ゴム製栓，ゴム製ふた，コンデンサーペーパー，石綿紙，バルカンファイバー，プラスチック基礎製品，ゴム，岩石繊維製防音材（建築用のものを除く。），石綿の板，石綿の粉

商品及び役務の区分 第20類

指定商品 散水用ホース巻取機（金属製のもの及び機械式のものを除く。），プラスチック製のふた（ポンプ機能を備えたものを含む。），プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。），海泡石，こはく，荷役用パレット（金属製のものを除く。），養蜂用巣箱，美容院用いす，理髪店用いす，貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。），輸送用コンテナ（金属製のものを除く。），カーテン金具，金属代用のプラスチック製締め金具，くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。），座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。），錠（電気式又は金属製のものを除く。），麦わらさなだ，木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，ストロー，盆（金属製のものを除く。），ししゅう用枠，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。），旗ざお，うちわ，せんす，植物の茎支持具，愛玩動物用ベッド，犬小屋，小鳥用巣箱，きやたつ及びはしご（金属製のものを除く。），郵便受け（金属製又は石製のものを除く。），帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。），買物かご，家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。），ハンガーボード，工具箱（金属製のものを除く。），タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。），揺りかご，幼児用歩行器，マネキン人形，洋服飾り型類，スリーピングバッグ，額縁，石こう製彫刻，プラスチック製彫刻，木製彫刻，きょう木，しだ，竹，竹皮，つる，とう，木皮，あし，い，おにがや，すげ，すさ，麦わら，わら，きば，鯨のひげ，甲殻，人工角，ぞうげ，角，歯，べっこう，骨，さんご

#### 商品及び役務の区分 第21類

指定商品 家庭園芸用散水ノズル，家庭園芸用散水ホース用蛇口継手，家庭園芸用散水ホース用中間継手，家庭園芸用スプリンクラー，家庭園芸用金属製ノズル，その他の家庭園芸用散水器，家庭用石油燃料注油ポンプ，デンタルフロス，ガラス基礎製品（建築用のものを除く。），かいばおけ，家禽用リング，魚ぐし，おけ用ブラシ，金ブラシ，管用ブラシ，工業用はけ，船舶ブラシ，ガラス製又は陶磁製の包装用容器，なべ類，コーヒー沸かし（電気式又は貴金属製のものを除く。），鉄瓶，やかん，食器類（貴金属製のものを除く。），携帯用アイスボックス，米びつ，食品保存用ガラス瓶，水筒，魔法瓶，アイスペール，泡立て器，こし器，こしょう入れ・砂糖入れ及び塩振り出し容器（貴金属製のものを除く。），卵立て（貴金属製のものを除く。），ナプキンホルダー及びナプキンリング（貴金属製のものを除く。），盆（貴金属製のものを除く。），ようじ入れ（貴金属製のものを除く。），ざる，シェーカー，しゃもじ，手動式のコーヒー豆ひき器及びこしょうひき，じょうご，すりこぎ，すりばち，せん，栓抜，大根卸し，タルト取り分け用へら，なべ敷き，はし，はし箱，ひしゃく，ふるい，まな板，麺棒，焼き網，ようじ，レモン絞り器，ワッ

フル焼き型（電気式のものを除く。）、清掃用具及び洗濯用具、アイロン台、霧吹き、こて台、へら台、湯かき棒、浴室用腰掛け、浴室用手おけ、ろうそく消し及びろうそく立て（貴金属製のものを除く。）、家庭用燃え殻ふるい、石炭入れ、はえたたき、ねずみ取り器、植木鉢、家庭園芸用の水耕式植物栽培器、じょうろ、愛玩動物用食器、愛玩動物用ブラシ、犬のおしゃぶり、小鳥かご、小鳥用水盤、洋服ブラシ、寝室用簡易便器、トイレトーパーホルダー、貯金箱（金属製のものを除く。）、お守り、おみくじ、紙タオル取り出し用金属製箱、靴脱ぎ器、せっけん用ディスペンサー、化粧用具、靴ブラシ、靴べら、靴磨き布、軽便靴クリーナー、シューツリー、コップエル、ブラシ用豚毛

[別紙]

(被告ウェブサイト目録)

- 1 被告ウェブサイト 1  
URL <https://>以下省略
- 2 被告ウェブサイト 2  
URL <https://>以下省略

[別紙]

(被告ウェブページ目録)

- 1 被告ウェブページ 1  
URL <https://>以下省略
- 2 被告ウェブページ 2  
URL <https://> 以下省略
- 3 被告ウェブページ 3  
URL <https://> 以下省略
- 4 被告ウェブページ 4  
URL <https://> 以下省略
- 5 被告ウェブページ 5  
URL <https://> 以下省略
- 6 被告ウェブページ 6  
URL <https://> 以下省略

[別紙]

(被告標章目録)

1 被告標章 1 【楽天市場】タカギ

2 被告標章 2 タカギ

3 被告標章 3 

[別紙1-1]

被 告 ウェブ ページ	タイトルタグ	メタタグ
1	<p>&lt;title&gt;【楽天市場】タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。: グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。” &gt;</p>
2	<p>&lt;title&gt;【楽天市場】タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (高除去タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。: グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (高除去タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。” &gt;</p>
3	<p>&lt;title&gt;【楽天市場】タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ 3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。: グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “。タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ 3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。” &gt;</p>
4	<p>&lt;title&gt;【楽天市場】タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (高除去タイプ 3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。: グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (高除去タイプ 3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。” &gt;</p>

被 告 ウェブ ページ	タイトルタグ	メタタグ
1	<p>&lt;title&gt;【楽天市場】タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。: グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。” &gt;</p>
2	<p>&lt;title&gt;【楽天市場】 タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ浄水器カートリッジ浄水カートリッジ (高除去タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。: グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ浄水器カートリッジ浄水カートリッジ (高除去タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。” &gt;</p>
3	<p>&lt;title&gt;【楽天市場】タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ (標準タイプ3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。: グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “。タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ (標準タイプ3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。” &gt;</p>
4	<p>&lt;title&gt;【楽天市場】タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ浄水器カートリッジ浄水カートリッジ (高除去タイプ3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。: グレイスランド楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ浄水器カートリッジ浄水カートリッジ (高除去タイプ3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。” &gt;</p>

[別紙1-3]

被 告 ウェブ ページ	タイトルタグ	メタタグ
1	<p>&lt;title&gt;<b>【楽天市場】【標準タイプ1本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■:グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “<b>【標準タイプ1本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■” &gt;</p>
2	<p>&lt;title&gt;<b>【楽天市場】【高除去タイプ1本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■:グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “<b>【高除去タイプ1本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■” &gt;</p>
3	<p>&lt;title&gt;<b>【楽天市場】【標準タイプ3本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■:グレイスランド 楽天市場&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “。 <b>【標準タイプ3本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■” &gt;</p>
4	<p>&lt;title&gt;<b>【楽天市場】【高除去タイプ3本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■:グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name= “description” content= “<b>【高除去タイプ3本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■” &gt;</p>

被告 ウェブ ページ	タイトルタグ	メタタグ
5	<p>&lt;title&gt;<b>【楽天市場】【標準タイプ2本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■:グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name="description" content="【標準タイプ2本パック】 タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■"&gt;</p>
6	<p>&lt;title&gt;<b>【楽天市場】【高除去タイプ2本パック】</b> タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■:グレイスランド 楽天市場店&lt;/title&gt;</p>	<p>&lt;meta name="description" content="【高除去タイプ2本パック】 タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。 ■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■"&gt;</p>



[別紙2-1]

被 告 ウェブ ページ	ウェブサイトの記載
1	タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。
2	タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (高除去タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。
3	タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。
4	タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (高除去タイプ3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。

[別紙2-2]

被 告 ウェブ ページ	ウェブサイトの記載
1	タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。
2	タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ浄水器カートリッジ浄水カートリッジ (高除去タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。
3	タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ (標準タイプ3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。
4	タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ浄水器カートリッジ浄水カートリッジ (高除去タイプ3本パック) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。

[別紙2-3]

被 告 ウェブ ページ	ウェブサイトの記載
1	<p>【標準タイプ1本パック】タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。</p> <p>■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■</p>
2	<p>【高除去タイプ1本パック】タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。</p> <p>■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■</p>
3	<p>【標準タイプ3本パック】タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。</p> <p>■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■</p>
4	<p>【高除去タイプ3本パック】タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。</p> <p>■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■</p>

[別紙2-4)]

被 告 ウェブ ページ	ウェブサイトの記載
5	<p>【標準タイプ2本パック】 タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。</p> <p>■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■</p>
6	<p>【高除去タイプ2本パック】 タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ。 浄水器カートリッジ、浄水カートリッジと取付け互換性があります。</p> <p>■■当製品はタカギ社純正品ではございません■■</p>